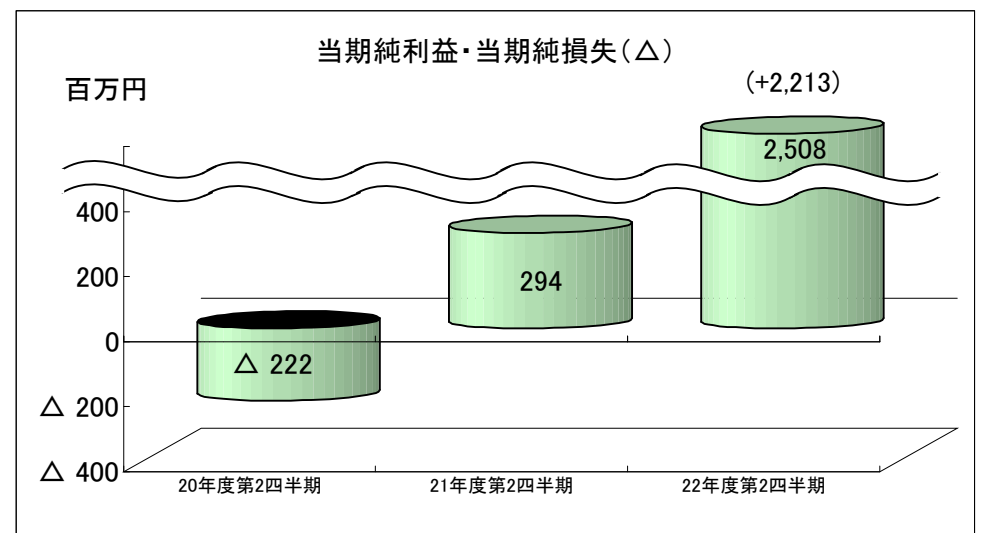
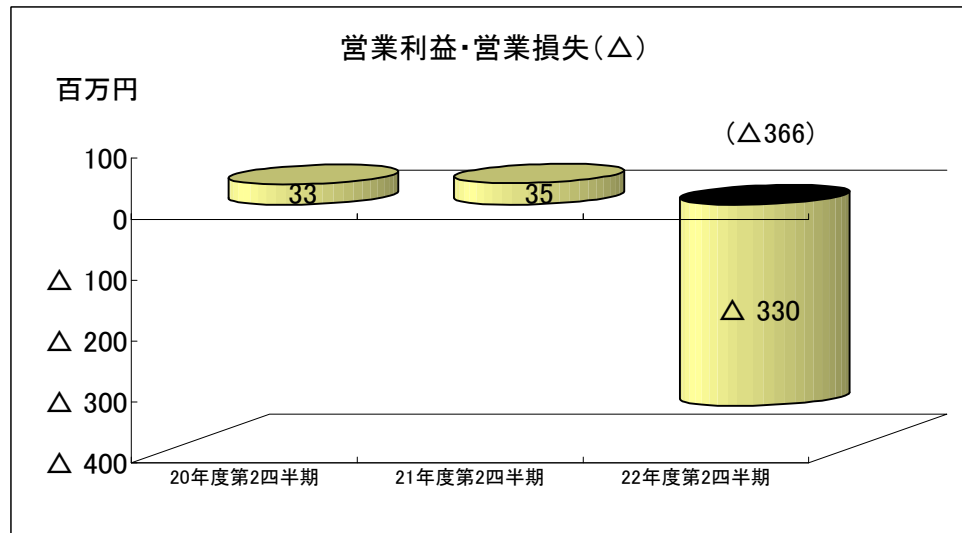
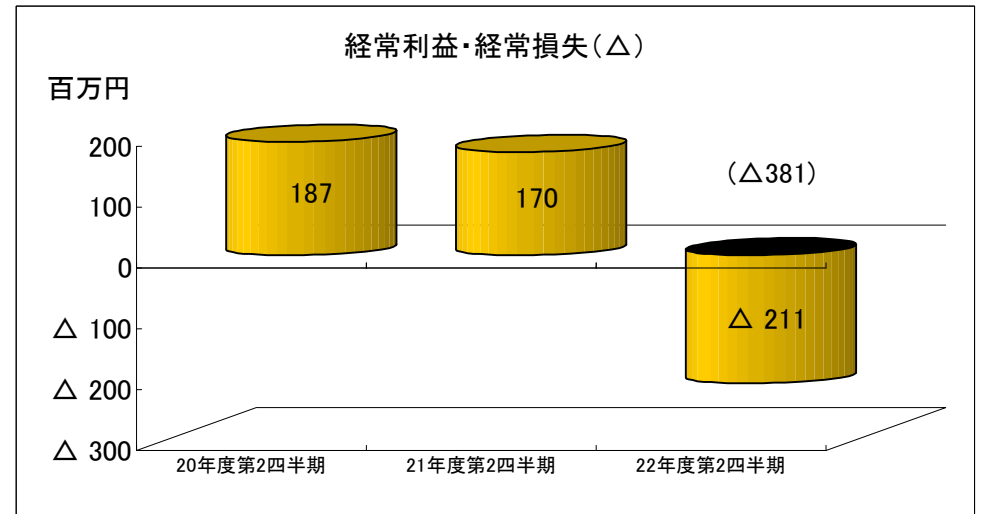
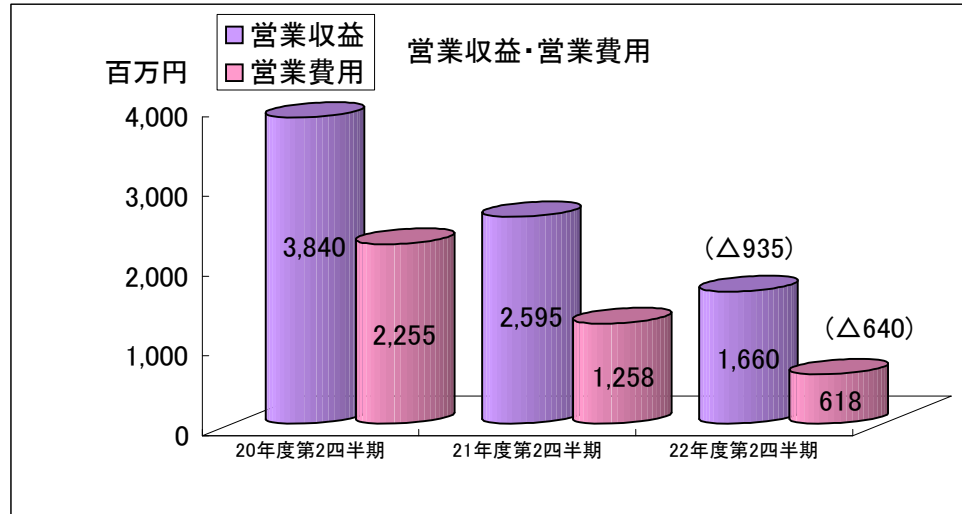


平成22年度第2四半期(累計)決算の概要

(1)収支状況

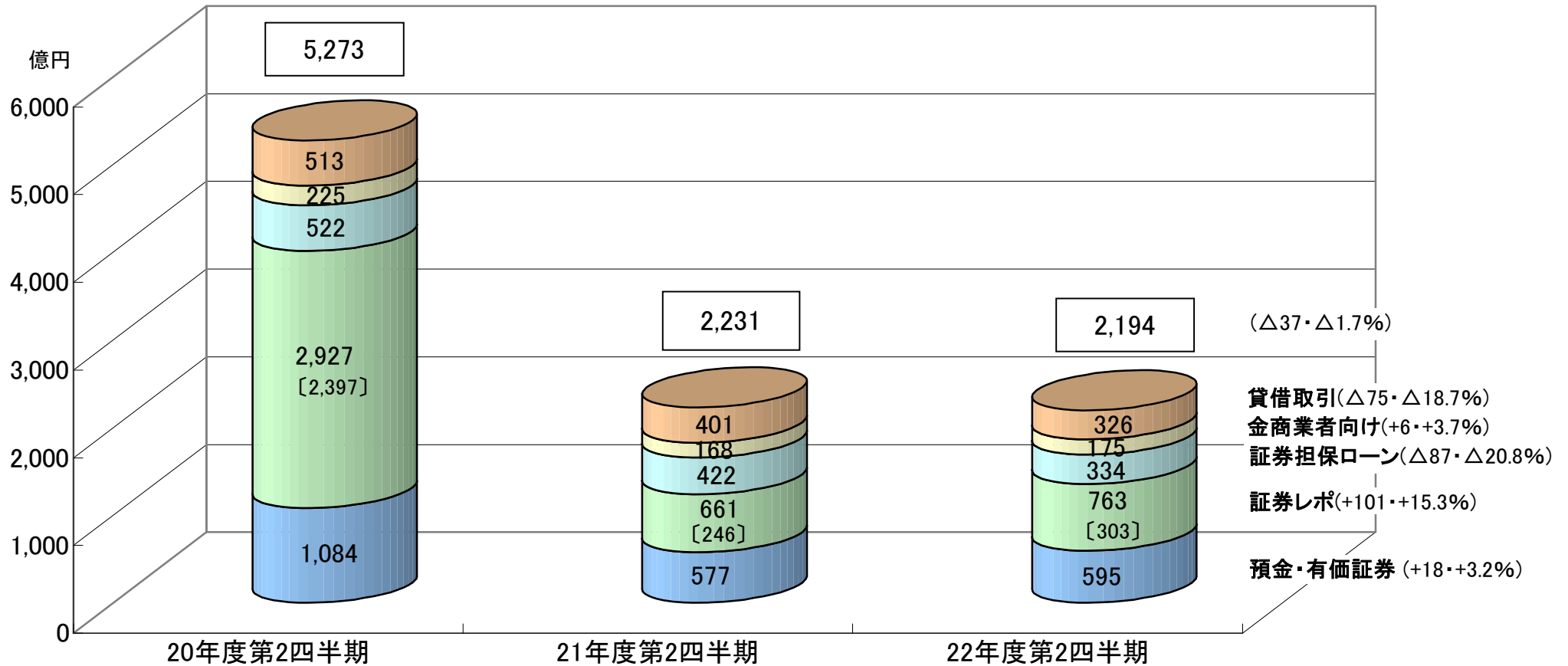
☆証券市場の一段の低迷に加え、リスク管理の観点からの運用資産内容の見直しの徹底もあって
 営業収益は減収となり、営業・経常損失は赤字となったが、リーマン・ブラザーズ証券に対する再生債権にかかる
 第1回弁済額(2,665百万円)を特別利益に計上したことから当期純損失は大幅な黒字。



(注) ()内は前年同期比較。

(2) 資金運用残高

☆証券市場が一段と低迷する中、運用資産内容の見直しの徹底もあって貸借取引、証券担保ローンを中心に運用残高が減少。

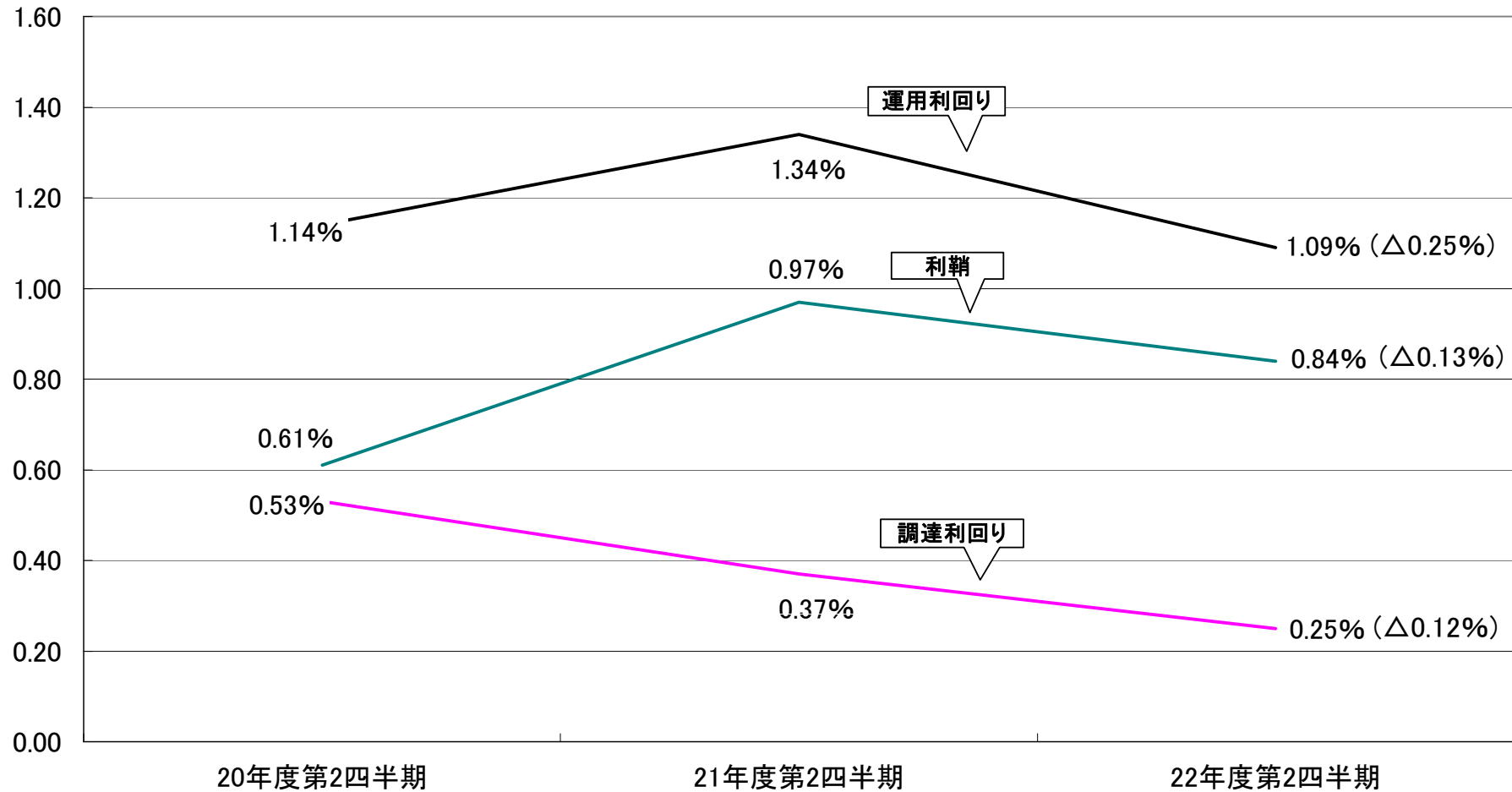


(注) 1 ()内は前年同期比較

2 平均残高。証券レポの[]は、株券レポ取引の平均残高を内書きで表示しております。

(3) 運用・調達利回り、利鞘

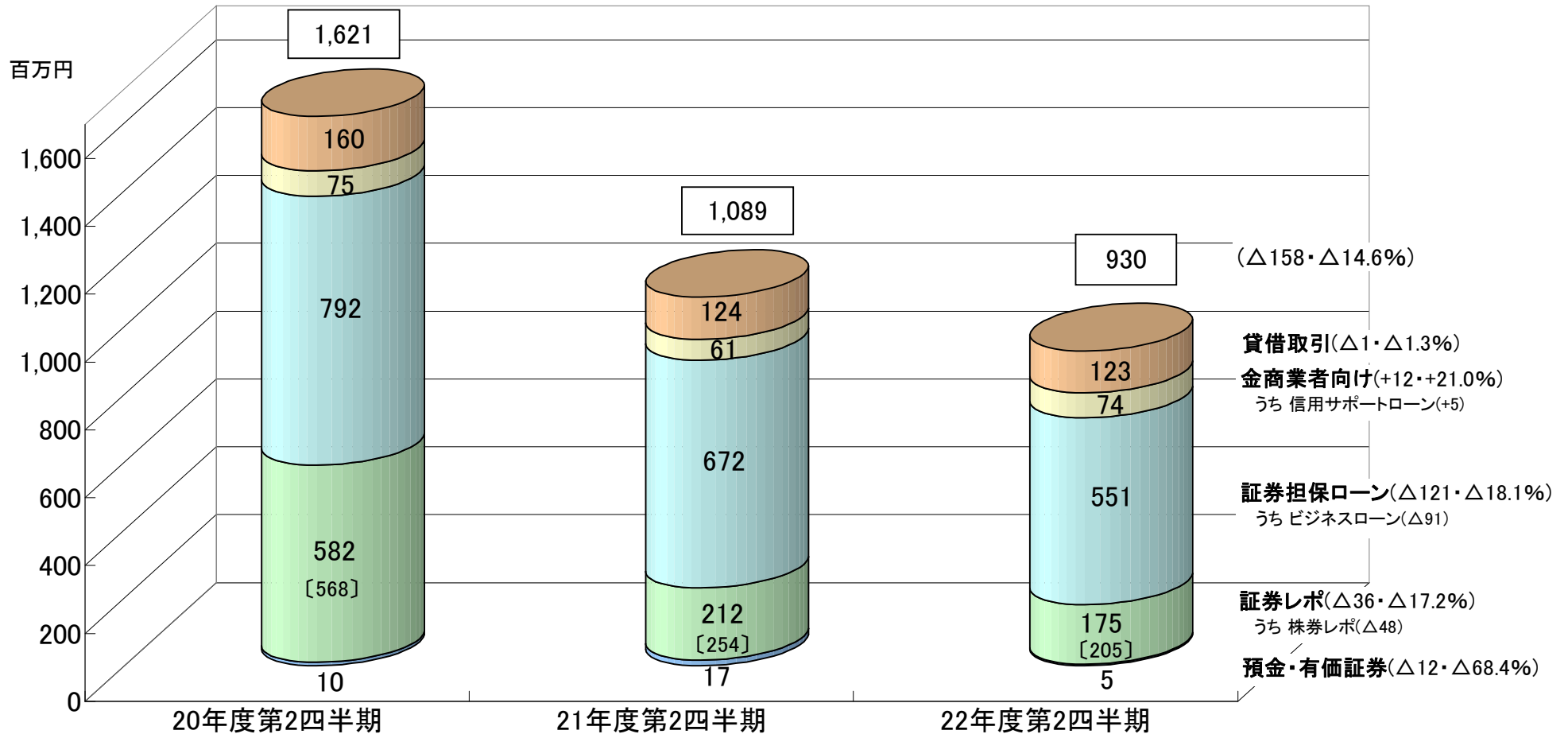
☆市場金利が低下する中において、リスク管理強化の観点による資産内容の見直しを相対的に高利回りの資産中心に行なったことから運用利回りは調達利回りを上回る低下。



(注) ()内は前年同期比較

(4) 利鞘収入

☆証券担保ローンの運用残高減少を主因に前年比減収。

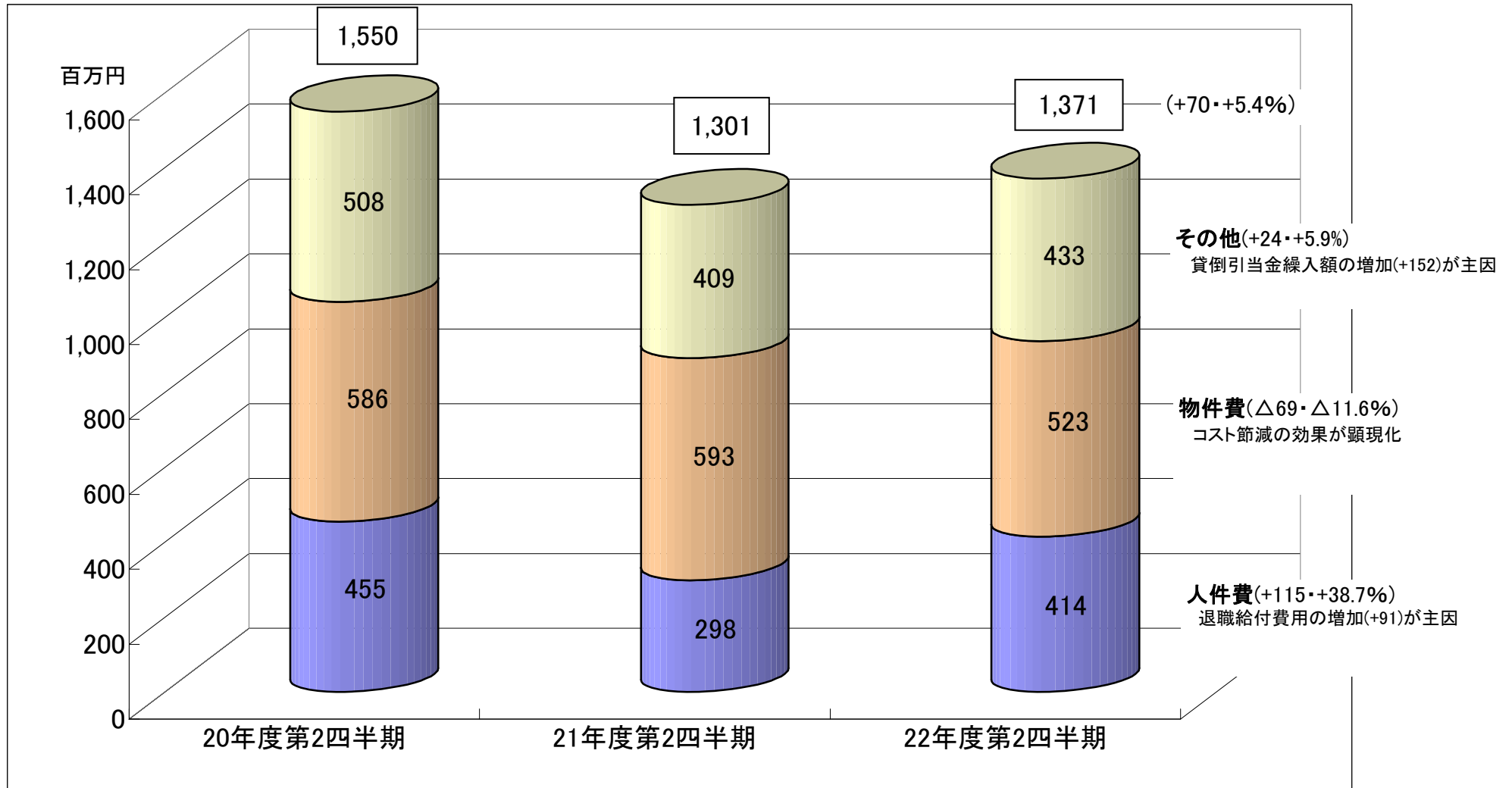


(注) 1 ()内は前年同期比較。

2 証券レポの[]は、株券レポ取引の利鞘収入を内書で表示しております。

(5) 一般管理費

☆担保株式時価の下落により、貸倒引当金繰入額などが増加。



(注) 1 ()内は前年同期比較。

(参考) リーマン・ブラザーズ証券株式会社の再生計画と弁済

1. 再生計画の認可決定の確定

(1) 債権者集会の開催及び再生計画案の可決

平成 22 年 9 月 1 日に東京地方裁判所において債権者集会が開催され、再生計画案は多数の債権者の同意により可決されました。

(2) 再生計画認可の決定

上記(1)の再生計画案の可決を受けて、東京地方裁判所は同日付けで再生計画認可の決定を行いました。

(3) 公告

東京地方裁判所は、再生計画認可の決定の旨を官報に掲載して公告し、官報掲載の翌日から 2 週間、即時抗告が行われることなく経過したため、平成 22 年 9 月 28 日に再生計画の認可決定が確定いたしました。

2. 再生債権に対する弁済

(1) 第 1 回弁済（弁済基準日：平成 22 年 9 月 30 日、弁済支払日：平成 22 年 10 月 29 日）

- ・ 10 百万円までの債権は全額弁済。
- ・ 10 百万円を超える部分については、弁済基準日における 10 百万円超の再生債権額の 20.0%を弁済。

(2) 中間弁済

第 1 回弁済の後、最終弁済までの間、原則として 1 年毎に当該回の弁済基準日時点におけるすべての再生債権に対し、各回の弁済原資を、各再生債権の 10 百万円を超える部分の再生債権額に応じて按分弁済の予定。

(3) 最終弁済

①弁済原資対象資産の回収・換価手続きが完了し、②未確定再生債権がすべて確定するなど、すべての権利関係が確定した後に最終弁済の予定。